

COPY



許可番号 第03050008188号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稻干 1048番地2

名 称 株式会社新岡山工業

代表取締役 田口 孝利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

仁坂 吉伸



許 可 の 年 月 日 令和 3年 8月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 8月 14日

### 1. 事業の範囲

#### 取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、ベンゼン、1, 4-ジオキサン若しくはグリコシル類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、ベンゼン、1, 4-ジオキサン若しくはグリコシル類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 廃P C B等（低濃度のものに限る。）
- 5) P C B汚染物（低濃度のものに限る。）
- 6) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン又はグリコシル類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

### 2. 積替え又は保管を行う施設

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 8月 15日 新規許可

### 5. 積替え許可の有無（和歌山市区域）

無

### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無